

共同開発商品製造販売基本契約に関する覚書

株式会社●●●●（製造販売者、以下「甲」という。）、●●●●（デザイナー、以下「乙」という。）及び株式会社●●●●（コンサルタント、以下「丙」という。）は、DESIGN VISION PROJECT（以下「本件プロジェクト」という。）において、甲乙丙で共同開発した商品（以下「本件商品」という。）の製造及び販売につき締結した令和●年●月●日付「共同開発商品製造販売基本契約書」（以下、「基本契約」という。）について、本覚書を締結する。

（契約期間）

第1条 基本契約第11条に定める契約期間は、契約締結日より2年間とする。

（参加費用）

第2条 甲は、丙に対し、本覚書の締結日の属する月の翌月の末日までに、本件プロジェクトへの参加費用として、●●万円（消費税抜き）を支払う。

2 一度支払われた参加費用は、いかなる理由があっても返金されないものとする。

（販売価格の決定方法）

第3条 基本契約第8条に定める販売価格は、乙丙の事前の書面による承認を得た上で甲が決定する。

2 販売価格は、クラウドファンディング実施時と一般販売開始後では異なる場合がある。

3 前項で定める販売価格は、業務対価価格及び販売手数料を算出する基準とする。

（業務対価）

第4条 基本契約第10条に定める各業務対価の取扱いについては、下記の通り定める。

なお、値引き販売を行った場合は、値引き前の販売価格を基準として、業務対価価格を算出する。

1、クラウドファンディングで売り上げが発生した場合

(1) デザイン料 本覚書第3条に定める販売価格の7.5%

(2) コンサルティング料 本覚書第3条に定める販売価格の8.5%

2、丙の運営するオンラインショップや店舗、甲の独自のルートによる本件商品の販売、ふるさと納税等で売り上げが発生した場合

(1) デザイン料 本覚書第3条に定める販売価格の4%

(2) コンサルティング料 本覚書第3条に定める販売価格の4%

(オンラインショップ商品掲載料)

第5条 甲は、本件商品を丙の運営するオンラインショップで販売する際の商品掲載料として、丙に月額3300円を支払うものとする。

2 基本契約第6条に定める派生商品及び、新たに甲乙丙三者で共同開発した製品を掲載する場合、追加掲載料は発生しない。

(販売手数料)

第6条 丙の運営するオンラインショップを通して売上が発生した場合、甲は、丙に対し、販売手数料として本覚書第3条に定める販売価格の15%を販売手数料として支払う。

(業務対価の支払方法)

第7条 甲は、甲の独自のルートによる本件商品の販売によって売上が発生した場合、本覚書第4条に定める乙丙の各業務対価を、基本契約第10条3項の計算期間に従い、その計算期間の翌月末日までにそれぞれ乙丙に支払うものとする。

2 丙は、丙の運営するオンラインショップや店舗等、独自のルートによる本件商品の販売によって売上が発生した場合、本覚書第4条に定める乙の業務対価を基本契約第10条3項の計算期間に従い、その計算期間の翌々月10日までに乙に支払うものとする。

3 丙は、前項の場合、本覚書第3条に定める販売価格から同第4条に定める乙丙の各業務対価を控除した金額を、基本契約第10条3項の計算期間に従い、その計算期間の翌々月10日までに甲に支払うものとする。ただし、丙が甲から本件商品を購入して販売する場合は、この限りでなく、甲丙協議の上定める。

4 甲及び丙が支払う各業務対価は、その額がそれぞれ5000円未満の場合には支払いを繰り越し、翌計算期間に発生した各業務対価販売利益と合算した額を支払うものとする。なお合算した額が5000円未満の場合は、さらに支払いを繰り越すものとする。

5 前項の場合、業務対価支払いの繰り越しは3回を上限とする。最大3回の繰り越し時に、その額の合計が5000円未満であっても支払うものとする。

6 本条の支払いは、口座振込に限ることとし、小切手や手形による支払いは一切認められない。

(乙の死亡による基本契約上の地位の承継)

第8条 基本契約上の乙の地位は、乙の死亡により、乙の相続人が承継する。

(基本契約の適用)

第9条 本覚書の規定が基本契約の規定に反するときは、本覚書が優先して適用され、本覚書に定めのない事項については基本契約の定めに従うものとする。

以上のとおり合意したので、本書1通を作成し、甲乙丙各自署名(記名)押印の上、原本1通を丙が、本書の控え各1通を甲乙がそれぞれ保有する。

令和●年●●月●●日

甲
所在地(住所)

名 称(氏名)

乙
所在地(住所)

名 称(氏名)

丙
所在地(住所)

名 称(氏名)